

議案第 4 5 号

飯能市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

飯能市国民健康保険税条例（昭和 3 0 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

附則第 8 項及び第 9 項中「第 3 5 条の 2 第 1 項」の次に「、第 3 5 条の 3 第 1 項」を加える。

附 則

この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

令和 2 年 6 月 5 日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項</u>又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とある</p>

金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第19条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

（短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

9 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

のは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第19条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

（短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

9 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

附則第四條中「平成三十二年二月」を「令和二年二月」に、「平成三十二年一月」を「令和二年一月」に改める。

附則第五條及び第六條中「平成三十二年二月」を「令和二年二月」に改める。

附則第七條第一項中「平成三十二年二月」を「令和二年二月」に、「平成三十一年十一月」を「令和元年十一月」に改め、同條第二項中「平成三十二年二月」を「令和二年二月」に改める。

附則第十四條第一項中「平成三十二年年度分」を「令和二年年度分」に、「平成三十一年年度分」を「令和元年年度分」に改め、同條第二項中「平成三十二年年度分」を「令和二年年度分」に、「平成三十一年年度分」を「令和元年年度分」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、平成二十九年年度分、平成三十年年度分及び令和元年年度分に係る同條の規定の適用については、同條中「当該年度以後三年度以内の年度分の基準税額等」とあるのは、「当該年度以後三年度以内の年度分の基準税額等（令和二年年度以降の年度分においては特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）附則第十三條による改正後の第十四條第三項の表の中欄に掲げる収入の項目のうち、特別法人事業譲与税に係る同表の基準税額等を含む）」とする。

附則第十四條第三項中「平成三十二年年度分」を「令和二年年度分」に改める。

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法第七十四條の四第二項にただし書を加える改正規定及び同法第四百六十七條第二項にただし書を加える改正規定並びに附則第九條及び第十五條の規定 令和二年十月一日

二 第一条中地方税法の目次の改正規定、同法第二十三條第一項第十一号及び第十二号、第二十四條の五第一項第二号、第二十七條第二項、第三十四條、第三十七條第一号イの表、第四十一條第二項、第四十五條の二第二項、第五十條、第七十一條から第七十一條の四まで、第七十一條の二から第七十一條の二十五まで、第七十一條の四十三から第七十一條の四十六まで、第七十一條の六十三から第七十一條の六十六まで、第七十二條の五十五並びに第七十二條の七十一から第七十二條の七十五までの改正規定、同法第二章第四節第四款第七十三條の三から第七十三條の次に一條を加える改正規定、同法第五節第三款中第七十四條の二十九の次に一條を加える改正規定、同法第九十七條から第九十七條の五までの改正規定、同法第八節第三款第三目中第七十七條の二十三の次に一條を加える改正規定、同法第二百三條から第二百五十八條まで、第二百八十八條、第二百八十九條、第二百九十二條第一項第十一号及び第十二号、第二百九十五條第一項第二号、第三百十四條の二、第三百十四條の六第一号イの表、第三百十七條の二第二項、第三百三十四條から第三百四十條まで、第三百七十六條から第三百七十九條まで並びに第四百六十三條の十から第四百六十三條の十四までの改正規定、同法第三章第三節第三款第三目中第四百六十三條の二十九の次に一條を加える改正規定、同法第四百八十五條の六から第四百八十五條の十二まで、第五百四十四條から第五百五十二條まで及び第六百六十六條から第六百八十二條までの改正規定、同法第六百九十七條の次に一條を加える改正規定、同法第七百七條の六十八の次に一條を加える改正規定、同法第七百七條の二十一から第七百七條の二十九まで、第七百七條の六十八から第七百七條の七十二まで及び第七百七條の八十八の改正規定、同法第四章第七節中第七百三十三條の次に一條を加える改正規定、同法第七百三十三條の二十六の次に一條を加える改正規定並びに同法第七百四十五條第一項の改正規定並びに同法附則第三條の二、第四條第七項第一号及び第十三項第一号並びに第四條の二第七項第一号及び第十三項第一号の改正規定、同法附則第四條の四第一項及び第三項の改正規定（同條第七項）を「同條第六項」に改める部分に限る。並びに同法附則第三十三條の二第三項第一号及び第七項第一号、第三十三條の三第三項第一号及び第七項第一号、第三十四條第三項第一号及び第六項第一号、第三十五條第四項第一号及び第八項第一号、第三十五條の二第

四項第一号及び第八項第一号並びに第三十五條の四第二項第一号及び第五項第一号の改正規定、第五條の規定並びに第七條中特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第二十七條の次に一條を加える改正規定並びに附則第三條、第四條第二項及び第三項、第十二條第二項及び第三項、第二十七條（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等）に関する法律（昭和二十七年法律百四十四号）第八條、第十二條第四項、第十六條第一項並びに第三十四條第三項及び第七十一條の改正規定に限る。）、第二十八條第一項から第四項まで、第二十九條並びに第三十條の規定 令和三年一月一日

三 第二条中地方税法附則第三十五條の三の二の改正規定 令和三年四月一日

四 第二条中地方税法第七十四條の四第二項ただし書及び第四百六十七條第二項ただし書の改正規定並びに附則第十條及び第十六條の規定 令和三年十月一日

五 第二条（前二号、次号及び第十号に掲げる改正規定を除く。）の規定及び第七條中特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第十四條第一項の改正規定並びに附則第五條第二項から第八項まで、第七條、第十三條第二項から第八項まで、第二十七條（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等）に関する法律第三十八條から第四十條までの改正規定に限る。）、第二十八條第五項から第七項まで及び第三十一條の規定 令和四年四月一日

六 第二条中地方税法第三十四條第一項第十一号及び第三百十四條の二第一項第十一号の改正規定並びに附則第五條第一項及び第十三條第一項の規定 令和六年一月一日

七 第一条中地方税法附則第十一條第十五項の改正規定（「第九十九條の六第二項第一号」を「第九十九條の十五第二項第一号」に、「第九十九條の八」を「第九十九條の十七」に、「第九十九條の六第一項」を「第九十九條の十五第一項」に、「同條第十項」を「同條第十五項」に、「第四十六條第十七項」を「第四十六條第二十六項」に改める部分に限る。）、同法附則第十五條第四十八項の改正規定（「第九十九條の六第三項」を「第九十九條の四第三項」に、「第九十九條の二第二項」を「第九十九條の四第一項」に、「第八十一條第八項」を「第八十一條第十項」に改める部分に限る。）及び同條に五項を加える改正規定（同條第四十八項に係る部分に限る。）、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号）の施行の日

八 第一条中地方税法第二十三條第一項第四号の改正規定（「第四十二條の十二の六」を「第四十二條の十二の五の二」に改める部分に限る。）、同項第四号の三の改正規定、同法第二百九十二條第一項第四号の改正規定（「第四十二條の十二の六」を「第四十二條の十二の五の二」に改める部分に限る。）、及び同項第四号の三の改正規定並びに同法附則第八條第十五項及び第十六項の改正規定並びに同法附則第十五條に五項を加える改正規定（同條第四十九項に係る部分に限る。）並びに附則第四條第七項から第十項まで及び第十二條第七項から第十項までの規定、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第 号）の施行の日

九 第一条中地方税法附則第三十四條第一項及び第四項、第三十四條の二第三項及び第六項、第三十六條第一項並びに第四十四條の二の改正規定、土地基本法等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号）附則第一項第一号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の一月一日

十 第二条中地方税法第二十四條第五項、第七十二條の五第一項第八号、第二百九十四條第七項及び第七百七條の三十四第四項の改正規定並びに附則第十七條の規定、マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第 号）の施行の日

（更正、決定等の期間制限及び消滅時効に関する経過措置）
第二条 第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）、第十七條の五第六項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に地方税法第十七條の五第一項に規定する法定納期限が到来する不申告加算金について適用する。

新法第十八條第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に地方税法第十七條の五第一項に規定する法定納期限が到来する不申告加算金について適用する。

2 納期限が到来する不申告加算金について適用する。

この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に地方税法第十七條の五第一項に規定する法定納期限が到来する不申告加算金について適用する。

この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に地方税法第十七條の五第一項に規定する法定納期限が到来する不申告加算金について適用する。

この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に地方税法第十七條の五第一項に規定する法定納期限が到来する不申告加算金について適用する。

この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に地方税法第十七條の五第一項に規定する法定納期限が到来する不申告加算金について適用する。

この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に地方税法第十七條の五第一項に規定する法定納期限が到来する不申告加算金について適用する。

参考

(抜粋)

地方税法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和二年三月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第五号

地方税法等の一部を改正する法律

(地方税法の一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七十三条の三十八」を「第七十三条の三十九」に、「第七十四条の二十九」を「第七十四条の三十」に、「第七百七十七条の二十三」を「第七百七十七条の二十四」に、「第四百六十三條の二十九」を「第四百六十三條の三十」に、「第七百三十條」を「第七百三十條の二」に改める。

第十四条の九第二項第二号及び第十六条の四第十二項中「資本割」の下に「又は収入割」を加える。

第十七条の五第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 第一項の規定により決定をすることができないこととなる日前三月以内にされた申告納付又は申告納入に係る地方税の申告書の提出に伴って行われることとなる不申告加算金(第七十一条の十四第五項、第七十一条の三十五第六項、第七十一条の五十五第六項、第七十二条の四十六第五項、第四十七項に係る部分に限る)、第七十四條の二十三第三項、第九十條第五項、第一百四十四條の四十七第五項、第七百七十一條第五項、第二百七十八條第五項、第三百二十八條の十一、第四百六十三條の三第五項、第四百八十三條第五項、第五百三十六條第五項、第六百九十九條第五項、第六百八十八條第五項、第七百一十條の十二第五項、第七百一十條の六十一第五項、第七百二十一條第五項又は第七百三十三條の十八第六項の規定の適用があるものに限る。については、第一項の規定にかかわらず、当該申告書の提出があつた日から三月を経過する日まで、することができ。

第十八条第一項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第十七条の五第六項の規定の適用がある不申告加算金 同項の決定があつた日 第二十条の十一の見出し中「官公署等」を「事業者等」に改め、同条中「官公署又は政府関係機関」を「事業者(特別の法律により設立された法人を含む)又は官公署」に改める。

第二十三条第一項第四号イ中「第四十二条の十(第一項、第三項から第五項まで及び第八項)を「第四十二条の十(第一項、第三項、第四項及び第七項)に、「第四十二条の十二の六」を「第四十二条の十二の五の二」に、「第六十六条の七(第三項、第六項及び第十項から第十三項まで)を「第六十六条の七(第三項、第七項及び第十一項から第十四項まで)に改め、同号口中「第四十二条の十(第一項、第三項から第五項まで及び第八項)を「第四十二条の十(第一項、第三項、第四項及び第七項)に、「第四十二条の十二の六」を「第四十二条の十二の五の二」に改め、同項第四号の三イ及びロ中「第六十八條の十五の七」を「第六十八條の十五の六の二」に改め、同項第十一号中、次に掲げる者」の下に「でひとり親に該当しないもの」を加え、同号イを次のように改める。
イ 夫と離婚した後婚姻をしていない者のうち、次に掲げる要件を満たすもの

- (1) 扶養親族を有すること。
- (2) 前年の合計所得金額が五百万円以下であること。
- (3) その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者として総務省令で定めるものがないこと。

第二十三条第一項第十一号ロ中「イに掲げる者のほか」を削り、「前年の合計所得金額が五百万円以下である」を「イ(2)及び(3)に掲げる要件を満たす」に改め、同項第十二号を次のように改める。
十二 ひとり親 現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者で政令で定めるものうち、次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ その者と生計を一にする子で政令で定めるものを有すること。

ロ 前年の合計所得金額が五百万円以下であること。

ハ その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者として総務省令で定めるものがないこと。

第二十三条第一項第十二号の二を削る。

第二十四条の五第一項第二号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第二十七条第二項中「第五十条第五項」を「第五十条第六項」に改める。

第三十四条第一項第五号イ中「第八項第一号イ」を「第七項第一号イ」に、「第八項」を「第七項」に改め、同号ロ中「第八項第二号」を「第七項第二号」に改め、同項第六号中「第四項及び第九項」を「第三項及び第八項」に改め、同項第八号中「又は寡夫」を削り、同号の次に次の一号を加える。

八の二 ひとり親である所得割の納税義務者 三十万円

第三十四条第一項第十一号中「第九項」を「第八項」に、「第五項」を「第四項」に改め、同条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、同条第七項中「第四項」を「第三項」に改め、及び第三項」を削り、「寡婦(寡夫) 控除額と、第一項第九号」を「寡婦控除額と、同項第八号の二の規定により控除すべき金額をひとり親控除額と、同項第九号に、「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「第四項又は第五項」を「又は第四項」に改め、「第三項の規定に該当する寡婦若しくはその他の」を削り、「寡夫」を「ひとり親」に、「第四項の」を「第三項の」に、「第五項」を「第四項」に改め、同項ただし書中「親族(扶養親族を除く)」を「子」に、「その親族」を「当該子」に、「第二十三條第一項第十一号イ又は第十二号」を「第二十三條第一項第十二号イ」に、「親族」を「子」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十項とし、同条第十二項中「寡婦(寡夫) 控除額」を「寡婦控除額 ひとり親控除額」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項を同条第十二項とする。

第三十七条第一号イの表(3)の項中「寡夫」を「ひとり親で政令で定めるもの」に改め、「(4)に掲げる者を除く」を削り、同表(4)の項中「第二十三條第一項第十一号に規定する寡婦のうち同号イに該当する者で、扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が五百万円以下」を「ひとり親で政令で定めるもの」に改める。

第四十一条第二項中、「第三百三十二条並びに第三百三十三条」を「並びに第三百三十二条から第三百三十四条まで」に改める。

第四十五条の二第一項ただし書中「第三十四条第五項」を「第三十四条第四項」に改め、同項第五号中「寡婦(寡夫) 控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に改める。

第四十五条の三の二の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第一項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とする。

第四十五条の三の三の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第一項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とする。